

第百二十三回国会 衆議院 商工委員会議録第四号

平成四年三月二十五日(水曜日)

午前九時五十三分開議

出席委員

委員長 武藤 山治君

理事 井出 正一君

理事 山本 拓君

理事 和田 貞夫君

理事 甘利 明君

理事 植竹 繁雄君

理事 尾身 幸次君

理事 久野統一郎君

理事 鈴木 宗男君

理事 谷川 和穂君

理事 星野 行男君

理事 武藤 嘉文君

理事 岡田 利春君

理事 後藤 茂君

理事 時崎 雄司君

理事 安田 範君

理事 権藤 恒夫君

理事 小沢 和秋君

理事 江田 五月君

出席國務大臣

通商産業大臣 渡部 恒三君

出席政府委員

通商産業大臣官 渡辺 修君

房務審議官 南学 政明君

中小企業庁長官 桑原 茂樹君

中小企業庁計画部長 茂樹君

委員外の出席者

商工委員会調査室長 山下 弘文君

委員の異動
三月十三日
新任 將敬君
補欠選任 関谷 勝嗣君

同日
新任 将敬君
補欠選任 関谷 勝嗣君

同日
新任 将敬君
補欠選任 関谷 勝嗣君

同日
新任 将敬君
補欠選任 関谷 勝嗣君

同日
新任 将敬君
補欠選任 関谷 勝嗣君

同日
新任 将敬君
補欠選任 関谷 勝嗣君

同日
新任 将敬君
補欠選任 関谷 勝嗣君

同日
新任 将敬君
補欠選任 関谷 勝嗣君

同日
新任 将敬君
補欠選任 関谷 勝嗣君

同日
新任 将敬君
補欠選任 関谷 勝嗣君

同日
新任 将敬君
補欠選任 関谷 勝嗣君

同日
新任 将敬君
補欠選任 関谷 勝嗣君

三月十七日
特定債権等に係る事業の規制に関する法律案
(内閣提出第七四号)

計量法案(内閣提出第七五号)(予)

は本委員会に付託された。

三月十六日

製造物責任法の早期制定に関する陳情書外三件
(福岡県大牟田市有明町二の三大牟田市議院内

矢野太刀男外三名(第四六号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案(内閣提出第三〇号)

○武藤委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。加藤繁秋君。

○加藤(繁)委員 おはようございます。
歌は世につれ世は歌につれという言葉があるのですけれども、まさに産業というのはそれと同じように、一時隆盛を保っていてもそれがいつの間にか衰退してしまふ、そういう中で新しい産業が出てくる、それがまた次の新しい産業に取ってかわる、こんな歴史がこれまでであったと思うのです。

そういう中で、中小企業というのはいつもその影響を受けるわけであつて、したがつて中小企業の皆さん方は常に新しい分野、新しい分野ということ、大変な苦勞がこれまでもあつただろうと思ひます。そういう新しい分野、つまり成長分野に進出したかと思つても、その分野に対してまたお互いの他の同僚が加わつてくる、そのことによつて競争が加わる、それで値下げ競争になつて、また利益が減るということ、やがては町ぐるみが衰退する、そういうような現象がこれまでの日本の戦後四十六年間のうちにあつたらうと思ひます。

そういう中で、通産省あるいは中小企業

業庁はどういう対策をするのか。今回の法案は、集積のメリットを生かして何とかしたいという行政としての迫り方を今度の法案に託したらうと思ひます。

そこで、そういう置かれてある現状の中で、この法律、そしてまたこれまで、私が今まで申し上げたようなことについては、中小企業庁も通産省も熱心にいろいろな法案を出してきたらうと思ひますが、一番最初の質問は、その出されてきた法案がいっぱいあるという中で不十分だったから今回の法案になつたらうと思ひますが、一体どういふ点がこれまでの法案では不十分だったのかということ、そして逆に言いますと、今度の法案というのは一体どこが新しくどこが画期的なものなのかということについて、最初にお伺いしたいと思ひます。

○桑原政府委員 先生のおっしゃいますとおり、今まで中小企業は長い戦後の歴史の中でいろいろな事態に対応して努力を重ねてきたわけでございます。我々もいろいろな法案等をつくりまして、国会で御審議いただき、その中小企業を御援助申し上げるような努力をしてきたつもりでございます。

それで、今までのいろいろな法律があるけれども、それと本法案との関係はどんなだろうかというような御質問であらうかと思つております。

一つございますのは、中小企業の転換法とそれから特定地域の法律というのが従来ございました。この二つの法律につきましては、六十一年当時、円高等で大変著しい経済的な困難というものがございました。そのことから、こういうものに対処するための緊急対策ということの法律でございました。これに對しまして、今御審議いただいております法案は、中小企業集積というものの活性化を図ることにより中小企業が前向きに自律的に

発展を遂げるための基盤の強化を図るということ
でございますので、緊急対策という感じではござ
いませんで、むしろ長期的な発展づくりを目指す
という意味で前向きな法律案ということござい
まして、そこは随分感じが違っておるといふ
に思っております。

具体的に申し上げますと、転換法は、業種の指
定を主務大臣が行います。今まで二百一業種ほど
指定されておりますけれども、そうした業種に属
するところの中小企業で転換をするというものに
対しまして金融、税制面等いろいろな御支援を
申し上げるということでございます。今まで事
業転換計画の承認が三百二十三件、それから事業
転換円滑化計画の承認が五十七件というふうな実
績が上がっているわけでございます。

それから、特定地域法でございますけれども、
これは経済的に疲弊した地域経済というものに着
目をいたしまして、今までに二百六十市町村が指
定され、昨年度末にこの法律は効力を失ったわけ
でございますけれども、そうした不況地域にある
ところの中小企業がそういう経済的困難を克服し
て前へ進むためにいろいろな御援助を申し上げる
という法律でございます。五年間で承認件数が
一万二千件に上ったわけでございます。

それから、関連する法律といたしましては、中
小企業の技術開発を御援助申し上げます法律がござ
います。これは、中小企業の技術開発をするため
の法律でございますけれども、今度の法案は、技
術開発のみならず商品企画であるとか需要開拓で
あるとか商品化に至るまでの全事業を対象とする
わけでございます。ここはいろいろな点で違っ
ておる点が多いかと思っております。この技術
開発法と本法案はある意味では両方相まって大き
な目的を達成するために利用するというようなこ
とも大いにあるかと思っております。技術法に基づ
き技術開発計画の認定件数は今
まで百五十九件に上っております。

それからもう一つ、中小企業の融合化法とい
うのがございます。御承知のとおり異

分野の中小企業者が知識を組み合わせて新しい商
品の開発とかそういうものに取り組みすることを支援
する法律でございます。これは個々の中小企業
者、四つ以上の中小企業者が集まっていることを
条件といたしておりまして、本法のように地域に
ある中小企業の集積が全体として一定の方向に行
こうというふうなことを考えているわけではござ
いませんで、しかしながら、この融合化法でいろん
な異業種の中小企業者が集まって開発した新商品
なり新技術というものを利用して中小企業集積が
そういう方向に進展するというケースもあるとは
考えております。そういう意味では融合化法と
本法案がやはり同じ大きな目的のために一緒に使
われるということもあろうかというふうに思っ
ております。融合化法の認定組合数は今まで百五十
ぐらいい上っておりますことでございます。

○加藤(繁)委員 今言われましたような特定地域
中小企業対策臨時措置法とかあるいは事業転換
法、これらは今回の法案とやや似ているわけで、
異分野の知識の融合に関する法律も似ている感じ
がするわけですか。私は先ほど申し上げたんです
が、百五十九件とかあるいは二百一業種とかい
ふふうに言われても、本当に成果が上がったかどう
かというパロメーターがなかなかわかりにくい
んですよ。私はどうしてこういうことを言いますか
というところ、これまで中小企業庁は法律をつくっ
ていろいろやってきた。したがって、やってきたな
ら、法律をつくってやってきた、こういう成果が
上がってこういう中小企業者に対する貢献ができ
たんだという、その辺を一つ一つの法律のたびに
お互い確認していかないと、法律はつくったけれ
どもしかしつくり放し、これではいけないん
じゃないかと思っております。例えば倒産しかかっ
て中小企業者がこれによって助かったとか、中小
企業対策臨時措置法なんかでは企業城下町の特定
の地域に集中しているような、そういういわば集
積に対する問題を扱っていることですから、今回
の法律とやや似ているような感じがするんです。
ですから、こういう成果が上がった、倒産をこう

いうふうに進出したんだ、あるいは融資はこういうふう
になってその中小企業の集積あるいは中小企業者
に対して貢献できたということをやっと具体的に
にお聞きしたいんですけれども。

○桑原政府委員 先ほど数字を申し上げたもので
すから、具体的なその成果が必ずしもよくわか
らないのではないかとという御指摘かと思
います。今、具体的にこういう業者がこういうこと
でこうした法律に基づいて実際に救済されたとか
発展したとか、そういう具体的なケースについて
少し述べようとお話ございましたけれども、
今ここで具体的なことを申し上げる準備はござ
いませんで、全体として申し上げますといろ
んな意味で大変な成果が上がっていると我々は
思っております。

例えば特定地域法でございますけれども、この
法律が指定されましたから五年間で特定地域の経
済状況というものは大変改善をしております。ま
して、平成三年の上期におきましては、この法律の
指定されたときの状況、すなわち昭和六十年の工
業出荷額を超える特定地域が六〇%以上であると
いうようなことで、特定地域全体としてはこの法
律の効果もありかなり改善されたと思われま
す。

なお、具体的な成果ということであれば、いろ
んな我々も調べればかなり多くのそういう成果が
あるというふうに確信をいたしております。

○加藤(繁)委員 これをなぜ聞いたかといいま
す、臨時措置法ですから時限立法です。法律をつ
くれば必ず総括が要するというところから、調べ
ればというのじゃないに、臨時的につくった、終
わったときにこの法律の効果はこうだった、こ
ういう点が救われたと、ぜひ法律をつくって総括を
する、そして新しく出る、そういう一つのまとめ
とを、本当はできていればさっと答えられる
と思っておりますけれども、そういう点を今回の法律
においてもお願ひしたいなという気持ちで実は聞
かせていただいたということなんです。

そこで必要性の問題でございませんで、活性化計画
や円滑化計画などをつくって方向性を示すという
ことですが、そういうことはこの法律をつくらない
くても円滑化計画などでできるわけなんです。し
たがって、どうして法的な措置をしてまでやら
なければいけないかという点ですね。つまり逆に言
いますと、本当にせつぱ詰まっておりますか、こ
ういうことをやらなければいけないというせつ
ぱ詰まった問題があるから法的にこうやらなけれ
ばいけないんだという、この辺をひとつお伺いし
たいと思います。

○商工政府委員 この法律は、中小企業集積の機
能に着目しまして、その活性化を図るために集積
の発展の方向性を明確にするともに、方向性に
沿った事業活動を行う中小企業に対して総合的、
体系的に支援措置を講じようとするものでありま
して、既存の制度にはないわけでありませんで、
今日日本の中小企業集積、全体で四百ほどござ
いませんで、厳しい環境変化の前にその機能を低下
させているものが多いわけでありませんで、昨秋から
年末にかけて中小企業近代化審議会におい
て、こうした集積の機能を向上させるためにいか
なる施策を講ずべきか真剣に審議が行われたわけ
であります。そして、集積の方向性の明確化、コ
ンセンサスの形成等が今経済社会の複雑化とかあ
るいは価値観の多様化によつてますます難しく
なっているという判断のもとに、中小企業集積の
活性化を促進するための一連の集積対策、すなわ
ち立法措置を支柱としてこうした総合的、体系的
な措置を講じていくべきだというふうな答申が出
されたわけでありませんで。

この法律案は、この中小企業近代化審議会の答
申を踏まえて作成されたものでありませんで、中小
企業集積の活性化を図るために必要不可欠である
と私どもは考えております。現に本法案につきま
しては都道府県、関係市町村あるいは中小企業団
体等から大きな期待が寄せられておりました。ぜ
ひこの法律の制定について御理解を賜りたいと思
っております。

○加藤(繁)委員 体系的なものであるということと、都道府県とか関係方面から期待されている、こういうことですね。そういう中で活性化計画の意義をつくるということですが、進出計画は個別企業、活性化計画は都道府県というふうに分かれていますのですけれども、この進出計画と活性化計画両方がうまくかみ合うかどうかということですね。本来、企業が進出するということになりますと企業独自でいろいろ細かな問題や、あるいは新規事業をやるとか研究開発するとかということになりますと企業の将来の根幹にかかわる問題ですから、都道府県が示す活性化計画というのは非常に抽象的なものになるのではないかと。そうすると余り意味がないのではないかと。そうすると、先ほど言ったように期待している割には意味のないような計画を出されているという、その辺の調整をどういうふうにするのかということをお聞きしたいのですけれども。

○南学政府委員 活性化計画と進出計画の整合性がとれない場合があるんじゃないかと御指摘と承りましたが、活性化計画は地域における幅広いコンセンサスのもとに作成されることが必要でありまして、都道府県は地域中小企業者のニーズを十分踏まえて地域中小企業者の意向に沿った活性化計画を現実的に作成することになるものと思えます。

なお、本法案の第五条第三項におきましては「都道府県は、活性化計画を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならぬ」というように、地元中小企業の実態を熟知した関係市町村との協議の義務も課せられているわけでありまして、したがって、地域中小企業者が進出計画を作成する際に活性化計画とそこを来すおそれはないものと私どもは考えております。

○加藤(繁)委員 ぜひ、ないということをお願いしたい。

きしたいのは、事業者ということと同時に、そこに働いている人のコンセンサスはどうかということとです。これに向けた答申の中では、従業員の働きがい、生きがいの充実ということが指摘されているわけで、幅広いコンセンサスということからいけば、働いている人のコンセンサスを得るようにはひとつぜひともお願いをしたいなということですが、その点はいかがでしょう。

○南学政府委員 本法案が制定された場合に、中小企業の集積において新しい分野への進出等が行われますと、私どもは、やりがいのある仕事を提供され、あるいは魅力ある職場の形成が行われていくであろう。したがって、基本的にはこの法律案というものは、地域の中小企業で働く労働者の利益に資するものと考えているわけでありま

す。

なお、活性化計画の策定に当たりましては、地域のコンセンサスの形成が重要であることは何度もお話ししたわけでありまして、活性化指針におきましても、こうした考え方に基きまして、地域における幅広い関係者のコンセンサスの形成が必要である旨明記していきたいと思っております。

○加藤(繁)委員 ありがとうございます。そうすると、今後の基本方針の中に、関係労働者のコンセンサスも得ていく、こういうふうな明記されるというふうな考えでよろしいですか。

○南学政府委員 指針の中では、地域における幅広い関係者のコンセンサスの形成が必要であるというところを明記いたします。したがって、各都道府県におきましては、当該活性化計画の内容とか地域の実情等に基きまして、所要の関係団体、中小企業者等と十分連絡調整を行うものと期待をいたしているところであります。

○加藤(繁)委員 南学長官、ちょっと今書くことと答弁されたことと違うでしょう。だから、基本方針の中に、幅広いコンセンサスの中には事業者とかあるいは働いている人たちとか、そういうことを括弧書きでもいいですからぜひ明記して

いただきたい。やはりこれからの中小企業というのは、働いている人と事業者というのは一体で進まなければいけませんから、その点を明記するということ、先ほどおっしゃったのですから、その点ぜひ書いてもらおうようにお願いしたいのですけれども。

○南学政府委員 先ほど私がお話ししましたのは、幅広い関係者のコンセンサスが重要ということと、その幅広い関係者というのはどこであるかというのにはケース・バイ・ケースで判断して意見を聞く、こういうことを我々は期待しているわけでありまして、一律に労働組合から意見を聞くことが不可欠であるというようなことを明記するというのは、かえっていろいろな画一的になりまされるわけでありまして、抽象的に私どもは指針に明記していきたい、必要に応じて県の判断でやっていたいただきたい、このように考えております。関係者と申しまして、労働組合のみならず、中小企業者、中小企業団体、商工関係団体、消費者団体とかいろいろおられますので、ケース・バイ・ケースで県の判断にゆだねたいと思っております。

○加藤(繁)委員 私は、労働組合のことを書きなさいということじゃないに、そこに働いている人の意見、そのことを大切にしたい、そういうことが何らかに書かれればそれでいいということなんです。労働組合の意見を聞きなさい、そんなことを書きなさいと言っているわけじゃないということと、働いている人、そして事業者、これは一体で進まなければいけませんから、働いている人のコンセンサスも得られるように、ぜひともお願いをしたいということとです。どうですか。

○南学政府委員 先生の御指摘を踏まえて考えていきたいと思っております。

○加藤(繁)委員 ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

その次に、先ほど言いましたように、私きょうこれを見ましたけれども、この中に中小企業庁の

総務課長が書いていますね。集積のメリットを活用することと今回の法律をつくったこととすのですけれども、集積のメリットというのは、逆に言いますと、その町、その中小企業の集積全体の運命共同体的なことになるということとです。例えば今度の法律で一つのある中小企業の集積が難関を乗り越えた、しかしまた次の新しい波がやってきたときに、今度は逆に言いますとまたその集積全体が困難に陥る、こういうことになると、むしろ集積の全体をどうするかということと、むしろ集積の全体をどうするかというのを、分なんではないかということですね。

したがって、できるだけ、中小企業の集積全体を何かこっちの方向へ引っ張っていくということとよりも、この機会に業種の多様化を図って、地域の経済基盤を多様で柔軟性を持ったような、そういうものにするという観点で、私は今のような状況の中では必要なんじゃないかなというふうな思っております、いかがでしょう。

○南学政府委員 中小企業集積の活性化を図るためには、地域が主体となってそれぞれの地域特性に応じた発展の方向性を明確にするということに、その方向に沿って個々の中小企業が新分野への進出なり高付加価値化を積極的に行っていくことが適切であると考えるわけでありまして、先ほど言及いたしました中小企業近代化審議会の答申においてもこの旨明記されているわけでありまして、集積ぐるみで方向性を明確にして事業展開を行っていくということが、当該中小企業集積の発展の道につながるものと私どもは考えているわけでありまして、

ただし、新しい分野への進出、高付加価値化といったような場合に、集積全体のコンセンサスの形成をもとにしてそれが決められるべきということとはもとよりであります。

○加藤(繁)委員 大臣にお伺いしたいのですけれども、今これは法案の根幹の問題で、これまでの戦後の歴史の中は、もちろん個々の一つの企業が

栄枯盛衰があるのはある。しかし、企業城下町とか、あるいは一つの中小企業の集積があると、それ全体が何か変わっていくというこれまでの歴史があったと思うのです。したがって、その歴史を、今度の法律はまたこの集積全体に対して何かしようということですから、繰り返しの歴史の中に、中小企業の集積全体、町全体が栄枯盛衰をたどってきた、それをこの際ひとつ、そうじゃないに、それぞれの企業にやらせてバラエティーに富んだものにするんだ、そういう方向性をこれまでの歴史から、今後の方向の中で取り入れる必要があるんじゃないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○渡部国務大臣 先生のお話をお聞きしながら、私も過去のことをいろいろ考えておいたのですが、私も過去のことをいろいろ考えておいたのですが、端にその地域の中小企業が大きな犠牲を受ける、これを何とか立て直さなければならぬとか、そのときそのときの経済の変化の中で、地域社会の中小企業あるいは産業を振興させるためのいろいろな政策をやり、それなりにその時点で効果も上げてきたわけですが、今回お願いしている法案は、もっと将来を展望した長期的な視野に立って、その地域の特性を生かしながら、その地域の中小企業に未来の発展をしていただく。言うならば、私は、竹下先生の御指導で、自治大臣のときにふるさと創生事業をやった経験があります。いわばこれは中小企業といえますか、地域産業におけるふるさと創生版のようなもので、まず地域の人にやる気を起こしてもらって、そして先生から御指摘がありました。やはりそれぞれその関係の皆さん方がやる、そういう中で通産省として情報提供あるいは税制あるいは金融面で応援するというような形で、いわばそのときそのとき、その困難を乗り切るというように、ことごとくどまらない、長期的な展望に立ってその地域社会における中小企業の発展を図っていくもの、こういうふうな考えを持っておきます。

○加藤(繁)委員 大臣、もう一つお伺いしたいのですが、長期的な展望とか将来の展望を考えておるといふことですけれども、そうなりますと、活性化計画のイメージということですが、具体的な品とか、いろいろ説明があったのですが、こういう技術革新の対応というのは、少し前の軽薄短小というふうな、石油ショックの後のとき、そういう時代にも幾らかやってきていたわけですが、幾らかというふうな積極的、ですからむしろ、そういうのをやってきた、そういう中で今日の中小企業者たちの一番大きな問題というのは、将来はそれはいいです、しかし目の前の問題というのは、やはり後継者不足とかあるいは人手が足りない。あるいは新しい分野に行こうとしても、そのときにも倒産していく、中小企業ですから資本金が小さいですからね。そういうふうな状況、人手不足、後継者というところを踏まえながら前へ行くということではないといけないと思うのですが、その具体的な、目の前の問題について今度の法案というのは対処ができるようになっておるかどうか、それはどうでしょうか。

○渡部国務大臣 これは、私どもは総合的に政策を遂行してあるので、今先生御指摘の当面の問題、これは極めて重要な問題で、今経済が非常に心配されておりますから、また、今御指摘のよう時短というふうなものが今や世の趨勢になっておるとき、中小企業の労働条件をどう大企業に負けないようにしていくかとか、当面の問題は、これは大事なことであります。これは、昨年先生方にお世話になって下さった中小企業労働力確保法を生かすとか、また今不況が非常に心配されておりますから、これは今月末、政府として景気対策という中で中小企業の省力化、合理化、またこれらに対する金融条件をよくしてさしあげるような工夫を今やっておるわけでありまして、先生御指摘のような問題は、今当面する私どもに与

えられた大きな責任ということで、これから対処してまいりたいと思っております。同時に、当面の難しい問題を一つ一つ取り除きながら中小企業を守っていく。中小企業を守っていくということ、そこで働く人々を守っていくということ、先生のお話、働く人たちの報われる世の中をつくるということが先生の政治哲学であるということ、これを先生が未来に大きな夢と展望を持って、またその地域社会で生きていくことに大きな誇りと可能性を持って頑張っていたらどうかという長期の視野に立って法律であり、同時に、当面する先生御心配の問題等については、私ども、またこれは通産省、また中小企業庁の責任の中で、これから事に当たってまいりたいと思っております。

○加藤(繁)委員 そういふふうになりますと、先ほど言われましたように、各中小企業者のやる気を起こして、それを全体で包んで県や国が支援するんだということですが、やる気を起こすということ、新規分野に進出するということになりまして、そういう新規分野に出るという場合は、企業家にとりましては、ひそかに案を練ってだれにもわからぬようにして、おれはやるぞというふうにして、それでまた後から全体がいくということですから、そうなりますと、この企業の進出計画あるいは県の活性化計画、そういうふうに一々計画書を出してやるということも果たしてうまくいくのだからか。これまでの中でも、もうだれにもわからないようにしてはばかるといふことで、それで広がっていく、そういうことの方が多いんじゃないかと思いますが、活性化計画との関連でどうでしょうか。

ただ、進出計画は、第一に、中小企業者が自主的に作成するものであるということ、第二に、都道府県におきましても個別の中小企業者の進出計画の内容を公表することは予定していないということ、第三に、本法案の制定につきましても、多くの中小企業者から現に強い期待が寄せられていること等を考えますと、御指摘のように行政府に計画を提出するということが本法案がうまくなるといふことにはならないのではないかと私も考えておられます。

○加藤(繁)委員 ぜひそういうふうになりまうかという法律にしたいものだと私も思っているわけですが、そういう指導をお願いしたいのです。それともう一つ、この十二条の中で、中小企業投資育成株式会社の問題で、「一億円を超える」ということを書かれておられるわけですね。これでどうして「一億円を超える」ということになったのか、一つは、一億円を超える会社があるという法律改正をしなければいけないような困った事例があるのかどうかということ。そしてもう一つは、この育成会社、この同社への申し込みの件数というのは採択件数に比べて多いから非常に競争が激しい、あるいは審査が厳しいということになっておられるのですけれども、どういふような運用状況になっておられるのかということですね。その辺をお伺いしたいと思います。

はなくて、地域の自由な発想、創意工夫を尊重する体系になっているものと私もは考えております。

○小沢(和)委員 だから私は、そういう点が一歩前進ではあるけれども、なお上からの育成策という域を出ていないのではないかと、そういう立場からお尋ねしているわけです。

もうちょっと具体的に申し上げてみたいと思うのですが、調査室の資料には、この法案の具体的なイメージとして、「金属加工技術に係る中小企業集積」の「発展の方向性」として、チタン製品、ステンレス部材等が挙げられております。私の地元北九州、直方は、前の法律でも地域指定されておりました。ここに書かれてある「金属加工技術に係る中小企業集積」のいわば典型的な地域でもあり、今度も指定されるのではないかと、思っています。

そこで、お尋ねしたいのは、新日鉄がチタンやステンレスに力を入れているときに、北九州の鉄鋼中小企業にチタンやステンレスへの進出を勧めるのか、あるいは、トヨタなどが進出している直方市の鉄工業者たちに、自動車部品への進出を勧めるということになると、そういう大企業が必要とする中小企業をその地域につくり出すという範囲の振興策にすぎないということになりはしないか、それが本当の自主的な地域の活性化になるのか、改めて、もう一度その点をお尋ねします。

○桑原政府委員 そのチタンなりステンレスは、あくまで一例であるかと思っております。その地元の金属加工の中小企業の集積が今後どういう方向に進出したら自分たちの力が十分発揮できるだろうかというところで、いろいろ内部で御相談をいただきました。やはりチタンに出た方がいいのではないかと。その際には、チタンに出ると大企業から大発注が来て将来も明るいというようなことも、念頭に置いて出てくるかもしれないと思っておりますけれども、チタンに出ようというよりなことであれば、それでよし、また、違う方

向に出ようということでも地元が考えれば、またそれでよしということでもございまして、そこに書かれていますようなことは、あくまで一例であらうかと我々は考えておるわけでございまして。

いずれにしても、そうした地元のイニシアチブということをお我々は最大限に尊重すべきであるというふうに考えております。

○小沢(和)委員 私は、今真に求められているのは、中小企業が自分たちのこれまでの技術の蓄積を生かして、その発展として新たな分野、新たな商品をつくり出すとする自由、自主的な創意を、国や県がいち早く発見して伸ばすことではないかと思うのです。ですから、国や県の活性化計画の方向とは違っても、今その点お認めになつていられるように聞こえますけれども、いろいろな創意を発揮しようとする中小企業に対して同じような積極的な援助をすべきではないかというように考えますが、いかがですか。

○桑原政府委員 まず、具体的な活性化計画の内容を詳しくおきましては、先生のおっしゃるとおりでございます。地元で中小企業者の創意工夫というものがあつて前提になりますし、我々の提出しております法案も、そういう前提に立ちまわつておるわけでございまして。

なお、中小企業の大多数の方がそういうことでコンセンサスをつくりまして一定の活性化計画ができました場合にも、その中の中小企業が、いや、実は自分はそのような活性化計画とは違う方向に自分一人でもやりたいというような方が出れば、それは排除するという意味ではもちろんございまして、それは我々としては、従来中小企業施策の中でいろいろな施策が講じられておりましたけれども、そういう方には、そういう従来施策を活用いたしまして御支援を申し上げるつもりでございます。

○小沢(和)委員 この法律では、特定業種の中小企業の密集している地域を対象に考えているわけですが、そういう地域でなくても、新しい分野に進出しようとか新商品を開発しようとい

う、意欲ある中小業者を広く援助する必要があると思えます。そういう業者に対してはどういうような施策が用意されているのかも、あわせてお尋ねをしておきます。

○南学政府委員 本法案で対象としている中小企業集積は、地域中小企業の発展の核となるような機能を有しているものでありまして、ある程度の規模以上の集積を対象としておるわけでありまして。ただ、中小企業庁におきましては、従来から地場産業等振興対策、地域産業創造基盤整備事業等の施策によりまして、各地域における新商品開発、デザイン開発、あるいは起業家の育成、さらには新たな地場産業の創造等を支援してきておりますが、本法案の対象とならないような小さな中小企業の集積に対しましては、こうした既存の施策を活用しながら、側面から支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○小沢(和)委員 この法案が通つたら、中小企業の新分野への進出、新商品開発のために、どれくらいの援助が予定されているかということを見てみますと、地域中小企業集積創造的発展事業費として、一カ所千七百七十八万円、十六カ所として国からの補助二分の一で一四億円。来年度は年度途中から少ないというのかもしれないけれども、余りにも少ないのではないかと、思うのです。次年度以降はどの程度のことを考えているのかをお尋ねします。

それから、単価も少ないと思うのです。これまでの特定地域中小企業対策臨時措置法でも、新分野進出等事業費補助事業がありました。総務庁行政監督局の行政監督報告などを見ても、補助額が小さいため、研究を十分にまとも切れず、成果も中途半端に終わっているとして、例が幾つか指摘をされております。本法でも同じようなことにならないかどうか、この点も危惧を感じますが、いかがでしょうか。

○桑原政府委員 本法案を執行するのに必要な予算として、ただいま先生の御指摘ありました予算も含めまして、我々は、総額十億六千万円の新規

予算をたいた平成四年度の予算案の中に計上いたしましたのでございまして。来年度以降につきましては、まだ今の段階で何とも言いえないわけではございません。法案の執行状況等も考えながら、検討をしていきたいと思っております。なお、この予算では足りないのではないかと、いうようなことでもございすけれども、我々は、予算だけで支援をするということではございせん。御承知のとおり、中小公庫なり国民公庫の低利の融資制度というものも予定いたしておりますし、税制上の支援措置もかなりのものを我々は用意しているつもりでございます。さらに、中小企業事業団の委託によりまして、その研究開発制度等も創設することになっておまして、全体として考えれば、我々としては、この法律案に基づくとどの支援策はかなりのものが用意されているというふうに考えているわけでございまして。

なお、先生最後に御指摘になりました点については、我々も十分留意してやっています。○小沢(和)委員 予算だけで振興するのではなくて、融資とか減税とか、いろいろな手法も駆使してやるんだ、それはそれでよろしいけれども、この予算がその中核としての位置づけを持っているという点から、私はもう非常に貧弱ではないかと言っているわけです。

我が党は、これまでも大企業の新技術開発の膨大な補助金については系統的にその実態を調査してまいりました。来年度予算で見ても、上位の十社、大企業だけで三百三十七億五千万円ものそういう補助を受けているわけでありまして。我々の試算では、一番多くの補助金を受けている三菱重工は五十・三億、二番目の日立製作所は四十九・八億と推定されます。これに対して中小企業関係では、とにかく技術的な向上のために国から支出される予算、もう何もかも思いつく限りを拾い集めてみても四十億そこそこ、三菱や日立への一社分にもならないんです。本当に今後中小企業を活性化しようと思ふなら、この関係だけでも思い切っ

て抜本的に増額を図る必要があるのではないかと
思いますが、いかがですか。

○桑原政府委員 今後の中小企業の発展のために
技術開発が非常に重要であるという点については
我々も全く同じ考えでございまして、従来からい
るような努力しているわけでございまして。現在、中
小企業予算の中に大体六十億程度の技術開発関係
の予算が含まれておりますけれども、我々としま
しては、この法案が成立いたしました際には、こ
の法律に基づきまして、地域の中小企業のその技
術開発というものに大いに力を入れていきたいと
思っております。

○小沢(和)委員 では、最後にもう一度大臣にお
尋ねをいたしたいと思います。

私は、先ほどから新分野に進出しようとする中
小企業への援助に絞って質問をしてまいりまし
た。これは、中小企業の密集する地域を活性化す
るために、中核となり、推進力となるものを育て
ることが重要だと私も考えるからであります。し
かし同時に、やる気のある者だけを助け、その他
の大部分は放置したのでは、結局中核も育たず、
全体がだめになるという関係でもあるのではない
かと思っております。

そこで、最後に大臣に申し上げたいのは、そう
いう我が国の中小企業全体を活性化しようとして
も、現実の国の中小企業予算全体が余りにも貧弱
だということでありまして、いわゆる随調行革の十
数年間に中小企業対策予算が年々削られ、平成四
年度は千九百五十六億円にまで後退をしております。
ことし少しふりに六億円増になった。中小企
業庁などでは、昭和五十六年以來の高い伸びだと
いって喜んでおられるようでありますけれども、予算
全体の中での比率は、昭和五十四年度の〇・六％が
平成三年度〇・二八％、平成四年度〇・二七％
と、来年度もまだ引き続いて下がりが続いているわ
けです。こんなことでは私は中小企業の振興は望
むべくもないのじゃないかと思うのですが、この
際大臣として、中小企業対策予算全体をやはり思
い切つてふやす、こういう立場に立つての努力を

お願いしたいと思っておりますが、いかがでしょう
か。

○渡部国務大臣 中小企業関係の予算、御指摘の
ように、これはこの数年間厳しい財政再建、それ
からゼロシーリング、そういう枠の中で残念なが
ら必ずしも増額して行くことができませんでし
た。これは中小企業に限らずすべてに通ずること
であります。しかし、中小企業は、先生御指摘の
ように、我が国の事業所数の九九％、また働く人
たちのこれは八〇％を占める。まさに中小企業の
発展なくして国の発展はないということでありま
すから、今回衆議院を通過させていたいただいて今参
議院で御審議をいただいております御支援のもと
に、厳しい財政の中での予算編成でありましたけれ
ども、十一年ぶりに高い上げ幅の伸びの予算をつ
くることができました。もとより、これで十分と
いうものではありませんから、これからさらに増
額の努力をしてまいらなければならぬと存じて
おりますけれども、先ほど政府委員から答弁あり
ましたように、産業というものはやはりみずから
の力で立っていくということが一番大事で、これ
は保護政策だけで発展した産業というのはいま
せんから、中小企業といえども大企業といえど
も、そのためにはやはり税制とか金融とか、こう
いうものの政策が非常に大きな意味を持つので、
補助金だけで産業は発展するものではないとい
うことも先生に御理解をいただかなければなりませ
ん。

また、先ほどこれは大企業優先でないかという
話がありました。これも先生ちょっとまだ私の
考えに近づいていないところがあるので、大企業
も来えて、そのすそ野である中小企業も来えま
すし、大企業で働く人たちも皆大事な大事なこの国
の勤労者で、むしろ先生に近い方も多いわけであ
りますから、やはりこれは大企業も発展する、中
小企業も発展して我が国の経済が発展するとい
うことも御理解をいただきたいと思います。

○小沢(和)委員 終わります。

○武藤委員長 以上で本案に対する質疑は終了し
ました。

○武藤委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
に入ります。

特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法
案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○武藤委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会
報告書の作成につきましては、委員長に御一任願
いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○武藤委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○武藤委員長 次回は、公報をもってお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十八分散会

平成四年三月三十一日印刷

平成四年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B